

名古屋家庭裁判所委員会（第22回）議事概要

1 日時

平成26年6月27日（金）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

今井委員，大島委員，加藤委員，木村委員，小出委員，佐藤委員，杉山委員，丹羽委員，山本委員，山田委員，大圖委員，柴田委員（委員長），鬼頭委員

（事務担当者）

河合事務局長，岡林事務局次長，田中首席家庭裁判所調査官，牧野家事首席書記官，角屋総務課長，原田会計課長，小栗総務課課長補佐，小山総務課庶務係長

4 議事

開会

意見交換

テーマ「家事調停委員の人材確保」について意見交換（別紙記載のとおり）

庁舎改修の概要について説明

次回開催日

11月28日（金）

意見交換テーマ

未定

閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員，　○：委員長，　△：事務担当者)

- 調停委員としてどのような人材が必要とされるか。
- ◆ 当事者には、発言力が豊かな方とそうでない方がいるので、調停委員は発言力が弱い方の気持ちをどのように聞き取っていくかを勉強していかなければならないと感じている。
- ◆ 調停担当裁判官として実感しているのは、仕事を持っている方は調停に関与しにくく、特に男性で社会経験が豊富な委員を確保するのは難しいということである。また、一時代前は、上から目線で自分の経験を話す傾向の強い委員がいたが、最近はそのような委員が当事者を説得するのは難しくなっており、裁判所からもそのような説得はしないよう指導しているので、話を聴くことが上手な委員が増えてきている。
- ◆ 仕事を抱えて調停委員の仕事をするのは現実として難しく、仕事を持ったまま調停委員になれる方は少なかったように思う。また、若くして調停委員になると、同じ立場で話ができる委員が少なく、調停委員同士で高め合うということも難しかったと感じている。
- △ 事件処理能力や専門知識がある調停委員が必要だといった要望が家事部や支部からあるが、要望に応じた委員を確保するのに毎回のように悩んでいるのが現状である。
- 常勤で働いていると調停委員との兼務は難しいと思われるが、調停委員の人材を確保するためにどのような方策が考えられるか。また、どのような団体に募集の周知を働きかけるのが効果的であるか。
- ◆ 平日の日中のみでなく、平日の夕方や土曜日に調停期日を設けるという運用をすれば、様々な業種の方が調停委員になれるのではないか。
- ◆ 昨今では、70歳でも元気な方が多いので、定年を70歳以上に延ばすこと

が考えられる。また、調停委員の協力を得て行う市主催の相談会などはたいへん好評であるので、募集をする際に、調停委員が社会の役に立っているというアピールや調停制度の周知をもっとすべきだと思う。

- ◆ 最近では、どの業界でも職場の年齢層が上がっており、65歳から嘱託職員となる方が多く、自営業者には長期にわたり現役で仕事をされる方も多いため、仕事を辞めてからという前提で考えると、年齢制限があると調停委員を確保することは難しい。早く調停委員になってもらえる方という点では、民生委員や少年補導員などを終えられた方が考えられる。
 - ◆ いろいろな国で仕事や生活をした経験がある方は、外国人が当事者になる事件などで活躍ができるのではないかと。
 - ◆ ，仕事を辞めた後に社会貢献をしたいと考えている人は多いので、例えば大企業を対象として、どのようにPRしていけばいいかを検討したらどうか。
 - ◆ PTA役員をしている方の多くは、他のいろいろな役員をしているので、社会経験は豊富だと思う。
 - ◆ 裁判員制度が始まった際に報道を担当したが、裁判員経験者には、裁判員裁判で有意義な経験を積み、社会的な意識が高くなる方が多い。裁判員経験者で作っている同窓会のような組織もあり、そういう中に調停委員の候補者がいるのではないかと。
- △ 他庁では、民間企業の人事部門において、社会貢献の見地から、会社のOBを調停委員として裁判所に推薦しようとする動きがあった。また、地元の大手銀行、PTA、警察官のOB、児童福祉関係を経験した県職員のOB、ロータリークラブやライオンズクラブなどに応募を働きかけた例もある。
- ◆ 保護司も候補者が減っていて問題となっている。法務省保護局としては、保護司の職務についての精神的な不安感が、その原因の一つになっていると考え、研修や意見交換を行って少しでも不安感をなくそうとするなど、保護観察官が保護司をフォローしている。調停委員についても、やる気がある人を募集して、

不安感をなくし、育成していく必要があるのではないか。また、候補者が少ない原因を検討して、その原因が社会的な面にあるのであれば、社会的理解が得られるようなPR活動が必要になるのではないか。

- ◆ 民生委員や保護司の仕事も大変だが、調停委員は勉強することも多く、精神的にも負担が大きいと感じる。
- ◆ 調停委員には、自分が関わった事件の当事者が喜ぶ姿を見て、調停委員をやってよかったとやりがいを感じる方が多く、任期を更新して長い間務められる方が多い。
- ◆ 家事調停には当事者が若年の離婚事件などもあり、調停委員と当事者の年齢にギャップが生じることもあるため、若い方にも委員になっていただく必要がある。仕事はしていないがPTAなどの活動をされている方、自営業で時間に融通がきく方などに応募していただくことも考えられる。
- ◆ 自営業をしているが、若いころは、人の相談を聴く前に自分の相談をしたいという状況にあった。そのあたりを考えると、年齢があまりに若いと難しく、せめて50代になってからがよいと思う。
- ◆ 日本社会や地域で貢献している外国人が関われるとよいと思う。

(以 上)